

徳島県規則第十五号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 林業に関する研修（第二条―第五条）」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第二条から第五条まで 削除

第七条中「条例」を「徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号。以下「条例」という。）」に、「（様式第二号の二）」を「（様式第一号）」に改める。

第八条中「（様式第二号の三）」を「（様式第二号）」に改める。

第九条第一項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「（様式第二号の四）」を「（様式第二号の二）」に改める。

別表第一農業関係機械器具使用料の項に次の一号を加える。

―九 土壌分析装置

様式第一号から様式第二号までを削る。

様式第二号の二中「。」を「。」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第二号の三中「。」を「。」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二号の四中「。」を「。」に改め、同様式を様式第二号の二とする。

様式第三号を次のように改める。

―一 式一時間

―一、七六〇円

様式第3号（第18条関係）

入 学 願 書

年 月 日

徳島県知事 殿

現 住 所

ふりがな

氏 名

〔旧 姓〕
又は通称

()

電話番号

年 月 日生

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校に入学したいので、関係書類を添えて次のとおり出願します。

	本 科	コ ー ス	第1希望	コース
			第2希望	コース
	研 究 科	希望する 修学期間	1 年 制	
			2 年 制	

- 注 1 卒業証書又は修了証書に旧姓又は通称の併記を希望する場合は、当該旧姓又は通称を記入してください。
- 2 入学を希望する科に○印を付けてください。
- 3 本科にあっては、希望するコースを記入してください。
- 4 研究科にあっては、1年制又は2年制のいずれかに○印を付けてください。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。